

ます。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 47 号「平成 31 年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 51 号「全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書」及び議案第 52 号「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」の 2 件を一括議題とします。

ただいま議題となっておりますこれら 2 件について、提案理由の説明を求めます。

14 番 千光士伊勢男議員。

○14 番（千光士伊勢男議員） 議案第 51 号「全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 19 日

発 議 者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

賛 成 者 安芸市議会議員 川 島 憲 彦

案文を読み上げまして、提案理由といたします。

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）

2018 年 10 月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めている。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条 1 項（資料 1）に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっている。

そんな中、全国知事会では、2016 年 11 月から 6 回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018 年 7 月にとっても意味のある提言を発表した。

そこで、国に対し下記のことを強く要請する。

記

- 1、日米地位協定の見直しをすること
- 2、国は地方自治の権限を保証すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

以上であります。

続きまして、議案第 52 号「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 19 日

発議者 安芸市議会議員 千光士 伊勢男

賛成者 安芸市議会議員 川 島 憲 彦

案文を読み上げまして、提案理由といたします。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、約 6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっている。

現在、年金支給は隔月支給となっているが、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計がしやすくなる。

年金は、高齢期の所得保障となっていることから、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが重要である。そうすると、年金支給開始年齢の引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の懸念がされる。

また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念される。このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼が低下することにもつながる。特に、若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、あわせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められている。さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。つまり、年金の増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与える。よって、国においては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、下記の制度を講ずるよう強く要望する。

記

1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。

2、年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○小松文人議長　これより、これら 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 51 号「全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 52 号「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、特別委員会の継続調査の件を議題といたします。目下、阿佐線・国道整備促進特別委員会、議会広報特別委員会から、調査中の本件については適切な結論を得るに至らず、会議規則第 111 条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。本件は、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに